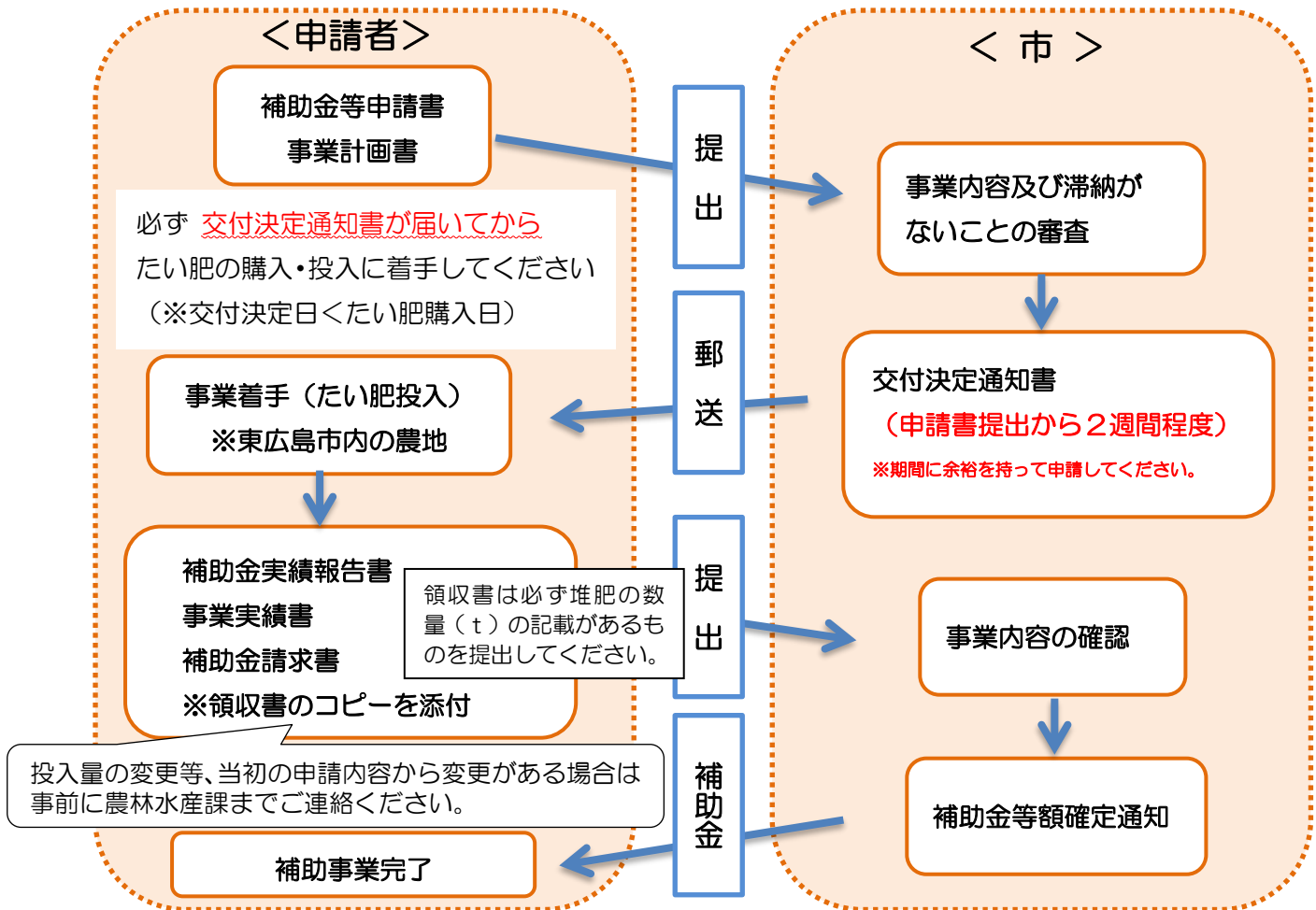


# 東広島市農水産業振興事業補助金の交付手順

地力増進支援事業（たい肥投入支援事業）



## ○ 交付基準

対象作物	米または園芸作物（販売を目的として栽培する野菜、果樹及び花き）
たい肥投入面積	10アール以上
補助額	農業者または農業者団体 たい肥投入に要する経費（散布料を除く）の2分の1以内 1トンあたり1,500円が上限 【上限額 200,000円】
	認定農業者 認定新規就農者 地域グループ営農団体 たい肥投入に要する経費（散布料を除く）の2分の1以内 1トンあたり3,500円が上限 【上限額 500,000円】

※ 市税の滞納のない方に限ります。

ご不明な点がございましたら、農林水産課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 東広島市産業部農林水産課  
 電話：082-420-0939（直通） 担当：横田